

消 防 消 第 1 8 8 号
消 防 予 第 3 8 8 号
消 防 危 第 1 2 3 号
消 防 災 第 1 7 0 号
消 防 震 第 4 0 号
消 防 特 第 1 8 4 号
平成 1 3 年 1 1 月 7 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長

消防庁予防課長

消防庁危険物保安室長

消防庁防災課長

消防庁震災対策室長

消防庁特殊災害室長

消防防災分野申請・届出等の電子化に係る基本設計書の送付について

政府においては、住民の利便性向上と地方公共団体の事務の簡素効率化を図るため、ミレニアムプロジェクト（平成 1 1 年 1 0 月内閣総理大臣決定）をはじめ、e - J a p a n 戦略（平成 1 3 年 1 月 I T 戦略本部決定） e - J a p a n 重点計画（平成 1 3 年 3 月 I T 戦略本部決定）等により、平成 1 5 年度までに、国民等と国との間の申請・届出等の実質的に全ての手続について、オンライン化を図ることとしているところですが、これとあわせて国民と地方公共団体との間の申請・届出等手続についても、平成 1 5 年度までにオンライン化に関する実施方策を提示することとしています。

これを受けて、消防庁としては、消防防災分野においても、国民等が行う消防庁に対する申請・届出等手続については平成 1 5 年度まで（一部については平成 1 4 年度中）にオンライン化をはかり、地方公共団体に対する申請・届出等手続については平成 1 5 年度までに実施方策を提示す

ることとしています。

このための技術仕様及び技術的課題について、消防庁では、外部の有識者や消防機関の代表者、申請・届出を行う側の代表者により構成される「消防防災分野申請・届出等電子化検討委員会」を開催し、検討を行っているところですが、7月26日に開催された第1回委員会において「消防防災分野申請・届出等電子化 基本仕様」が了承され、これに基づく「消防防災分野申請・届出等オンラインシステム基本設計書」が10月3日に開催された第2回委員会において了承されたところです。

つきましては、下記事項にご留意の上、現時点までの検討内容をご理解いただき、執務のご参考としていただくとともに、貴都道府県内の市町村に周知をお願いします。

なお、別添の基本設計書については、貴都道府県内の各消防本部あてにも消防庁より別途送付していますので、その旨ご留意ください。

記

第1 オンラインシステムの構成

(1) 受付システム

受付システムは、次のような機能を実現するためのシステムであり、汎用的システムと審査システム、保管システム等をつなぐ(審査・保管について、電子的に行わない場合においては、それらの業務のための出力を行うものとする。)ために、申請・届出等を電子化しようとする全ての地方公共団体において整備が必要なものである。

なお、受付システムの仕様については、総務省において地方公共団体の情報化の進捗状況を踏まえて、地方公共団体のガイドラインとなる汎用システムが提示される平成14年度以降に詳細を検討する。

- ア 申請・届出者が本人であることの認証
- イ 申請・届出者が提出する書類の受取
- ウ 地方公共団体から申請・届出者へ発出する通知
- エ 受付・受理の日時の管理
- オ 手数料の納付

(2) 審査システム

審査システムは、申請・届出等の審査を支援するものであり、申請・届出等ごとの必要書類の確認、形式チェック、図面等に対する朱書きなどの機能を提示し、各地方公共団体において必要に応じて必要な機能を実現する。

(3) 保管システム

保管システムは、申請・届出等に係る書類を添付書類も含めて、例えば防火対象物や危険物施設ごとに、時系列順に保管する機能を実現するものとする。

保管すべき内容及びこれらの取扱い方法については、防火対象物台帳・危険物施設台帳の電子化状況などについての調査を行い、各種統計への応用も踏まえ検討する。

(4) 周辺システム

周辺システムは、正式申請・届出等に先立つ事前相談等を実現するものであり、申請・届出等を行う者に対するオンライン申請・届出等の支援機能等を検討する。

第2 留意事項

(1) システムの整備方針

地方公共団体が必要とする各種統計や関連業務等への拡張が容易に行えるよう、XMLによりデータを管理するシステムを構築し、その仕様を公開する等の配慮を行う。

サーバーについては各地方公共団体ごとにLGWANを介し、インターネットに接続して受付を行うことを基本として仕様の検討を行うが、複数の機関でサーバーを共同設置する場合についても検討する。

(2) 地方公共団体独自の申請・届出等への配慮

条例等に基づいて、地方公共団体が独自に行っている申請・届出等の受付事務や審査業務を、システムのカスタマイズによって容易に吸収可能になるよう十分に配慮を行う。

(3) 汎用的システムの活用

本システムを構築する上で、連携するシステムとして不可欠なもの、本システムの運用に際して対処すべき課題等については、総務省、内閣府等で検討している、手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム（汎用システム）、申請者及び官職の証明書検証のために必要な認証基盤、歳入金電子納付システム、総合行政ネットワーク（LGWAN）等（以下「汎用的システム」という。）を活用する。

(4) 図面データのフォーマット

申請・届出等手続において図面等の提出をオンラインで行う場合には、図面データのフォーマットとして、申請者と行政機関の間で認識する図面等の同一性の確保の目的から法令上で規定する必要があることから、当該図面データのフォーマットがJIS等によって規格化される目途があるPDFによるものとする。

なお、今後とも図面データのフォーマットに関する技術等の動向を見極めていくこととする。

(5) 他省庁の申請・届出等との整合

消防法に基づく消防用設備等の設置届等と建築基準法に基づく建築確認申請との間で連携を図るとともに、関係省庁が所管する他の申請・届出等手続についても、必要に応じてこれらと整合性を確保したシステム開発を進める。

第3 今後の検討スケジュール

(1) 平成13年度

基本設計書に基づき、審査システム、保管システム、周辺システムのうち消防用設備等の設置届等に係るものの詳細設計及び操作等のモデルとなるシステムの開発を進めるとともに、他の消防防災分野の申請・届出等手続への応用に当たっての課題の整理、汎用的システムと審査システム等とを関連づける部分の基本設計を行う。

(2) 平成14年度

消防用設備等の設置届等に係るシステムの開発、他の消防防災分野の申請・届出等手続に係るシステムの詳細設計及び開発を行うとともに、汎用的システムとのインターフェイス関連の詳細設計及びシステム開発を4月から9月までに行い、10月以降消防庁及びモデル消防機関における実証実験を実施し、消防庁において先行的に実現するシステムの導入を図る。

(3) 平成15年度

消防防災分野における、地方公共団体に対する申請・届出等のオンライン化の実施方策を地方公共団体に対して提示するとともに、消防庁に対する申請・届出等について、オンラインによる運用を開始する。

なお、地方公共団体に対し、実施方策としてデータ形式等の仕様などの他システムとの連携や必要なネットワーク環境、運用方法についての指針等を提示するとともに、構築されるシステムの動作等を確認できるソフトウェアを公開する予定である。